## 徳島市景観形成基準チェックリスト(工作物(屋外広告物)) 【ひょうたん島沿岸周辺】

- ・「適用」欄は、当該基準の適用の有・無について、該当するものに〇印を付けてください。・「景観形成基準」欄は、適合するよう配慮した場合に、□内に☑印を付けてください。・「※備考」欄は、記入しないでください。

	項目	適用	景観形成基準	※備考
基本事項	共通事項	有•無	□景観形成の基本方針やゾーンごとの景観形成方針等並びに重要な景観 に関する景観形成方針に適合するよう努める。	
		有∙無	口まち並みにやすらぎとうるおいを与える水辺や緑豊かな空間である場所性を尊重しながら、周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮して、著しく不調和とならないよう努める。	
			具体がな配慮または工夫の内容	
B工作物(屋外広告物)	配 高さ・規模 意匠・形態 色 彩	有•無	口主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模、意匠・ 形態、色彩とし、著しく不調和となるものはさける。 色調 [マンセル値:	
			色調 [マンセル値: ] 具体的な配慮または工夫の内容	
	材料	有•無	口周辺景観と調和した材料の使用に努める。	
		有•無	□良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理が容易な材料の使用に努める。 使用材料[ ]	
			具体がな配慮または工夫の内容	
	その他	有•無	ロネオンサイン、レーザー光線、動光、点滅等の発光するものや映像・ 動画を表示するもので、著しく周辺景観と不調和となるものはさける。	
		有•無	口発光性の広告物(屋外広告物、ビル名、マーク、壁面広告、袖看板、窓面広告、立看板等)は、『代表的な「水辺景観」』に示す「ひょうたん島光環境ガイドライン」のゾーン別光環境計画の方針を考慮したものとする。	
			具体が、配慮または工夫の内容	
	景観形成のために特に配慮した事項があれば記入してください。			